

## 平成 29 年度 健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率の状況

## 目 次

平成 29 年度 健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率の状況	1
・ 参考資料 1 平成 29 年度 健全化判断比率の状況	2
・ 参考資料 2 自治体財政健全化法 指標（数値基準）と対象範囲	3

## 平成29年度 健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率の状況

### 1 地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定に基づく健全化判断比率の状況について

健全化判断比率	(単位:%)			(参考)
	早期健全化基準	財政再生基準	丸亀市	平成28年度
○実質赤字比率 一般会計等の実質赤字の比率	12.10	20.0	— (-1.97)※	— (-3.57)※
○連結実質赤字比率 全ての会計の実質赤字の比率	17.10	30.0	— (-115.00)※	— (-93.70)※
○実質公債費比率 公債費及び公債費に準じた経費の比重を示す比率	25.0	35.0	4.8	4.3
○将来負担比率 地方債残高のほか一般会計等が将来負担すべき実質的な負債を捉えた比率	350.0		61.7	58.6

### 2 地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定に基づく資金不足比率について

(単位:%)

公営企業における資金不足比率	経営健全化基準	丸亀市
モーターボート競走事業会計	0.0	—
水道事業会計	20.0	—
公共下水道特別会計		—
農業集落排水特別会計		—

※実質収支又は連結実質収支が黒字である場合、「実質赤字比率(%)」又は「連結実質赤字比率(%)」は負の値で表示されます。

参考資料1

平成29年度		比率の状況(%)	実質赤字比率	実質公債費比率		
健全化判断比率の状況				区分	決算額(単位:千円,%)	左の内訳
			—	公債費充当一般財源等(繰上償還額及び満期一括地方債の元金に係る分を除く)①		
			—	積立不足額を考慮して算定した額②		
			4.8	満期一括地方債の1年当たりの元金償還金に相当するもの③		
			61.7	公営企業債の財源に充てたと認められる繰出金④		
				一部事務組合等の起こした地方債の償還に充てたと認められる補助金又は負担金⑤		
				公債費に準ずる債務負担行為に係るもの⑥		
				一時借入金の利子⑦		
				特定財源の額⑧		
				事業費補正により基準財政需要額に算入された公債費⑨		
				災害復旧費等に係る基準財政需要額⑩		
				密度補正により基準財政需要額に算入された元利償還金及び準元利償還金⑪		
				小計(①~⑦)-(⑧~⑩)【A】		
				標準財政規模⑫		
				⑨~⑪の額⑬		
				小計⑫-⑬【B】		
				実質公債費比率(単年度)【A】/【B】×100		
				将来負担比率		
				29年度末一般会計等の地方債現在高①		
				債務負担行為に基づく支出予定額②		
				一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に対する一般会計等負担見込額③		
				組合等の地方債の元金償還に対する本市の負担見込額④		
				退職手当支給予定額のうち一般会計等負担見込額⑤		
				設立法人の債務等に対する一般会計等負担見込額⑥		
				連結実質赤字額⑦		
				組合等の連結実質赤字相当額のうち本市の一般会計等の負担見込額⑧		
				29年度末充当可能基金現在高⑨		
				充当可能な特定の歳入見込額⑩		
				地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額⑪		
				小計 将来負担額-(⑨~⑪)【A】		
				標準財政規模⑫		
				災害復旧費等に係る基準財政需要額⑬		
				事業費補正により基準財政需要額に算入された公債費⑭		
				密度補正により基準財政需要額に算入された元利償還金及び準元利償還金⑮		
				小計(標準財政規模⑫-算入公債費等⑬~⑮)【B】		
				将来負担比率【A】/【B】×100		
①~⑪額【A】			28,414,881	②の内訳		
標準財政規模【B】			24,707,159	水資源機構負担金		
連結実質赤字比率【A】/【B】×100			△115.00	依頼土地買戻し		
				債務保証		
				③の内訳		
				公共下水道事業		
				農業集落排水事業		
				水道事業		
				診療所特別会計		
				④の内訳		
				エコランド林ヶ谷最終処分場		
				クリントピア丸亀		
				瀬戸グリーンセンター		
				⑥の内訳		
				中讃ケーブルビジョン		
				⑩の内訳		
				消防救急デジタル無線整備費負担金		
				地域総合整備資金貸付金返還金		
				住宅新築資金貸付事業返還金		
				市営住宅使用料等		
				土地開発公社に対する貸付金償還金		

自治体財政健全化法 指標(数値基準)と対象範囲

財政再生基準(国の管理下で再建)			20%	30%	35%							
早期健全化基準			12.10%	17.10%	25.0%	350.0%	20.0%					
丸亀市			—	—	4.8%	61.7%	—					
地方自治体	一般会計	①普通会計	↑ 実質赤字比率 ↓	↑	↑	↑	↑					
								特別会計	②公営事業会計	↓	↓	↓
	うち	③公営企業会計	↓	↓	↓	↓						
							④一部事務組合・広域連合					
	⑤地方公社・第三セクター						↓ 資金不足比率 ↑					

※公営企業会計ごとに算定

※公営企業会計のうちモーターボート競走事業会計の早期健全化基準（経営健全化基準）は0.00%である。

①普通会計	一般会計
②公営事業会計	国民健康保険特別会計、国民健康保険診療所特別会計、駐車場特別会計、後期高齢者医療特別会計、介護保険特別会計、介護保険サービス事業特別会計
③公営企業会計	モーターボート競走事業会計、水道事業会計、公共下水道特別会計、農業集落排水特別会計
④一部事務組合・広域連合	中讃広域行政事務組合、香川県後期高齢者医療広域連合、まんのう町外三ヶ市町山林組合、まんのう町外三ヶ市町（七箇地区）山林組合
⑤地方公社	丸亀市土地開発公社
⑤第三セクター	丸亀市福祉事業団、丸亀市体育協会、ミモカ美術振興財団、香川県中部流通センター、中讃ケーブルビジョン